

92. 難民の流入状況、対応状況及び認定率（昭和53年～令和6年）

本邦定住難民の推移（平成17年12月31日現在）

(1) インドシナ難民

我が国のインドシナ難民対策としては、ボート・ピープルに対する上陸の許可と海外キャンプ等からの定住受け入れがあるが、昭和53年から受け入れが終了した平成17年末までのインドシナ難民の受け入れ数は、右表のとおりである。

ボート・ピープルについては、平成元年6月に開催されたインドシナ難民国際会議の合意を踏まえ、同年9月の閣議了解により、一時庇護のための上陸の許可の審査を、いわゆるスクリーニング制度として実施してきたが、平成6年2月に開催されたインドシナ難民国際会議運営委員会において同制度が廃止されたのを受け、同年3月の閣議了解により、これを廃止し、出入国管理及び難民認定法等に基づき取り扱うこととした。

一方、インドシナ難民の定住受け入れについては、平成6年12月の閣議了解により、それまでの定住枠1万人を超えても、引き続き受け入れを行っていくこととした。

なお、ベトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う合法出国計画（ODP）に係る申請手続きについては、インドシナ三国の政情が安定して久しく、受け入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、平成15年3月14日の閣議了解に基づき、平成16年3月末日をもって申請受付を終了している。

年	内	訳				年 別	定 住 数
		国内の一時 滞在者	海外キャン プ滞在者	政変前入国 の元留学生	合法出国者 (O. D. P)	定 住 数	累 計
53   7 年	ベトナム	3,527	1,801	625	1,420	7,373	7,373
	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
	カンボジア	0	1,210	44	0	1,254	1,254
	小計	3,527	4,244	742	1,420	9,933	9,933
8 年	ベトナム	1	4	0	146	151	7,524
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
	小計	1	4	0	146	151	10,084
9 年	ベトナム	1	4	0	152	157	7,681
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
	小計	1	4	0	152	157	10,241
10 年	ベトナム	5	0	0	122	127	7,808
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	5	0	0	5	1,259
	小計	5	5	0	122	132	10,373
11 年	ベトナム	1	5	0	152	158	7,966
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,259
	小計	1	5	0	152	158	10,531
12 年	ベトナム	0	0	0	126	126	8,092
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,268
	小計	0	9	0	126	135	10,666
13 年	ベトナム	0	0	0	91	91	8,183
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	40	0	0	40	1,308
	小計	0	40	0	91	131	10,797
14 年	ベトナム	0	6	0	129	135	8,318
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,317
	小計	0	15	0	129	144	10,941
15 年	ベトナム	1	0	0	136	137	8,455
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,326
	小計	1	9	0	136	146	11,087
16 年	ベトナム	0	6	0	126	132	8,587
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	12	0	0	12	1,338
	小計	0	18	0	126	144	11,231
17 年	ベトナム	0	0	0	69	69	8,656
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	19	0	0	19	1,357
	小計	0	19	0	69	88	11,319
合 計	ベトナム	3,536	1,826	625	2,669	8,656	8,656
	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
	カンボジア	0	1,313	44	0	1,357	1,357
	合計	3,536	4,372	742	2,669	11,319	11,319

(2) 第三国定住受入難民

我が国の第三国定住による難民の受入れについては、平成20年12月16日付け閣議了解等に基づきタイのメーラ・キャンプ等に滞在するミャンマー難民を、パイロットケースとして年に1回約30人（家族単位）、5年にわたり受け入れることとされ、平成22年度から平成26年度までに18家族86人を受け入れた。

また、平成26年1月24日付け閣議了解及び同日付け難民対策連絡調整会議決定に基づき、平成27年度からは、マレーシアに滞在するミャンマー難民を受け入れることとなり、平成27年度には6家族19人を、平成28年度には7家族18人を、平成29年度には8家族29人を、平成30年度は5家族22人を、令和元年度は6家族20人を受け入れた。

さらに、令和元年6月28日に上記閣議了解を一部変更し、同変更等により、令和2年度以降の受入れから受入対象や受入人数等の範囲を拡大した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の社会的な状況等を踏まえて受入れの延期等を余儀なくされ、受入れには至らなかったが、令和3年度は4家族6名、令和4年度は36家族50名、令和5年度は32家族55名、令和6年度は13家族27名を受け入れた。

(3) 難民

難民条約上の難民として申請した数やその処分状況は、次のとおりである。

(令和6年12月31日現在)

年別	区分	申請数	処 理 数			未処理数	認 定 率
			認 定	不 認 定	取 下 げ		
昭和57年~平成30年		71,168	750(136)	48,114	7,182	15,317	1.5%
令和元年		10,375	44(1)	4,936	2,152	18,562	0.9%
令和2年		3,936	47(1)	3,477	1,916	17,061	1.3%
令和3年		2,413	74(9)	4,196	1,889	13,324	1.7%
令和4年		3,772	202(15)	5,418	1,632	9,860	3.6%
令和5年		13,823	303(14)	5,045	2,850	15,501	5.7%
令和6年		12,373	190(14)	5,117	3,084	19,500	3.6%
合 計		117,860	1,610(190)	76,303	20,705	—	2.1%

(注) ( ) 内は、不認定となった者が不服申立てをした結果認定されたもので、内数である。

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

(注) 難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者が、令和5年に2人、令和6年に45人いる(不認定者の内数。)

(4) 補完的保護対象者

入管法上の補完的保護対象者として申請した数やその処分状況は、次のとおりである。

(令和6年12月31日現在)

年別	区分	申請数	処 理 数			未処理数	認 定 率
			認 定	不 認 定	取 下 げ		
令和5年		678	0(0)	0	0	678	—
令和6年		1,273	1,616(0)	5	33	297	99.7%

(注) ( ) 内は、不認定となった者が不服申立てをした結果認定されたもので、内数である。

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

(5) 難民及び補完的保護対象者の合計

入管法上の難民等として申請した数やその処分状況の合計は、次のとおりである。

(令和6年12月31日現在)

年別	区 分	申 請 数	処 理 数			未処理数	認 定 率
			認 定	不 認 定	取 下 げ		
令和5年		14,501	305	5,045	2,850	16,179	5.7%
令和6年		13,646	1,851	5,122	3,117	19,797	26.5%

(注) 難民認定申請をした者のうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定したものについては、認定と不認定に重複して計上している。

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの